

住宅用太陽光発電システム 設置補助金をご利用ください

補助対象

- 太陽電池モジュール ● 架台 ● インバーター
- 保護装置 ● 接続箱 ● 直流側開閉器
- 配線・配線器具の購入・据え付け
- 設置工事に係る費用
- 交流側開閉器

補助額

1キロワット当たり
48,000円（上限4キロワット）

▶ **受付期間** 平成25年5月1日(水)～平成26年1月15日(水)

▶ **申請方法** 商工労政グループ備え付けまたは市ホームページ掲載の申請書に必要事項を記入し、書類を添付の上、商工労政グループに持参してください

※添付書類は募集要項や市ホームページをご覧ください。
※受け付けは申込順で、予算を超える時点で終了します。

市は、市内関連産業の振興と再生可能エネルギーの普及促進のため、『住宅用太陽光発電システム』を設置する方に補助金を交付します。

次の全てに当てはまる方が対象です

- ◆ 市内に住所を有する方、または事業完了報告書の提出時まで住所を有する見込みの方
 - ◆ 平成25年4月1日以降にJ-P E Cの『住宅用太陽光発電導入支援対策に係る補助金』の申し込みを行い、『補助金申込受理決定通知書』を受領した方
 - ◆ 自ら居住（予定）する市内の住宅に、『市内事業者等』を利用して、新たに同システムを購入および設置する方。または同システムが設置された市内の住宅を、自ら居住するために『市内事業者等』から新たに購入する方
 - ◆ 平成26年3月14日(金)までに同システムを設置し、『事業完了報告書』を提出できる方
 - ◆ 市税の滞納がない方
※『市内事業者等』は、市内に本社や支社などがある法人や、市内で営業する個人事業者を表します。
- **問い合わせ** 商工労政グループ (☎⁰⁵2171)

住宅改良促進特別融資をご利用ください

市では、太陽光発電など再生可能エネルギーの普及を促進するため、平成25年4月から「住宅改良促進特別融資（新エネルギー関連改良）」の利率を引き下げました。

住宅用太陽光発電システム設置補助金と併用することができますので、ぜひご利用ください。

新エネルギー関連改良 金利 年1.20% (固定)

- 太陽光発電設備（太陽電池を利用して電気を発生させる設備）
- 風力発電設備（風力を発電に利用する設備）
- 太陽熱利用設備（太陽熱を給湯や暖房、冷房などの用途に利用する設備）
- 雪氷冷熱利用設備（雪や氷の冷熱を冷蔵や冷房などの用途に利用する設備）
※雪や氷は、冷凍器を用いて生産したものを除く。
- 燃料電池（燃料電池を利用して電気を発生させる設備）など

住宅のバリアフリー改良 金利 年1.75% (固定)

- 床の段差解消
- 出入り口や廊下の幅員確保
- 手すりの設置
- 浴室や洗面所の改修工事 など

既存住宅の増改築や改修 金利 年1.95% (固定)

- 住宅の増築
- 住宅の全部・一部建て替え
- 屋根の葺き替え
- 内・外装の張り替え
- 塗装
- 浴室の改修
- その他住宅本体の修繕
- 住宅設備の取り換え
- 植樹・造園工事 など

- **対象** 次の全てに当てはまる方
 - 本人または家族が所有する住宅であること
 - 20歳以上の方で市内に住所を有すること
 - 市税を滞納していないこと
 - 安定した収入があること
 - 市内に本店や支店のある建設業者などにより工事すること
 - 取扱金融機関が指定する保証の措置を講じられること
- ※詳しくは金融機関にお問い合わせください。
- **限度額** 300万円（住宅用太陽光発電システム設置補助金の交付を受ける場合の融資限度額は、工事見積額から対象システム設置に伴う国や市の補助金額を控除した額と300万円を比較して低い額）
- **保証措置や保証料** 金融機関の定めによる
- **担保** 原則無担保
- **融資期間** 10年以内
- **償還方法** 元利均等月賦返済
※ボーナスの併用もできます。
- **申込方法** 登別・室蘭市内の室蘭信用金庫、北海道銀行、伊達信用金庫、北洋銀行、北海道労働金庫で受け付け

問い合わせ
商工労政グループ (☎⁰⁵2171)